ポスト

令和８年３月23日
金融庁

「経済価値ベースのソルベンシー規制に関する告示の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等の公表について

１．パブリックコメントの結果

金融庁では、「保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分を定める件」（以下、「格付告示」といいます。）の一部改正案につきまして、令和７年12月23日（火曜）から令和８年１月21日（水曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、２件のご意見が寄せられました。ご検討いただいた皆様におかれましては、ご協力ありがとうございました。このほか、本件とは直接関係しないご意見もお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

お寄せいただいたご意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方は（別紙１）をご覧ください。
また、改正内容については（別紙２）を御参照ください。

なお、（別紙３）及び（別紙４）については、行政手続法第39条第４項第８号で定める「軽微な変更」に該当するため、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

２．本件で公表する法令等

（別紙１） コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙２） 格付告示（新旧対照表）

（別紙３） 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の規定に基づき、保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（新旧対照表）

（別紙４） 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の規定に基づき、保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき保険業法第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等について金融庁長官が別に定める件（新旧対照表）

３．適用期日等

本件の告示等は、本日付で公布し、令和８年３月31日から施行・適用されます。

問合せ先

- **電話受付**

  受付時間：平日10時00分～17時00分

  電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）

- **ウェブサイト受付**

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

監督局保険課保険モニタリング室（内線：3343）

サイトマップ

- **金融庁について**
  - 組織
    - 大臣・副大臣・政務官
    - 金融庁の概要
    - 金融庁の改革
    - 所管の法人
    - 予算・決算
    - 政策評価
    - 採用情報
- **報道・広報**
  - 報道対応
    - 報道発表資料
    - 記者会見
    - 大臣談話等
  - 広報活動
    - アクセスＦＳＡ（広報誌）
    - 白書・年次報告
    - 職員による講演等
    - 職員による寄稿等
    - 利用者の方へ
    - 注意喚起情報
    - 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
    - よく閲覧されているページ
- **政策・審議会**
  - 基本方針等
    - 金融行政方針
    - 政府方針における金融庁関連の施策
  - 政策テーマ・施策
    - 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
    - 政策テーマ等一覧（全体）
  - 審議会・研究会等
    - 審議会・研究会等一覧
  - 研究・調査
    - 金融研究センター
- **法令・指針等**
  - 所管法令等
  - 検査・監督の基本方針等
    - 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
  - 監督指針・事務ガイドライン
    - 監督指針一覧
    - 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
  - 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ等
    - 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ・法令解釈事例集一覧
  - 金融上の行政処分等
- **金融機関情報**
  - 全金融機関共通
  - 預金取扱金融機関（銀行等）関連
  - 保険会社関連
  - 金融商品取引業者等関連
  - 金融会社関連
- **国際関係情報**
  - 国際関係の取組み
    - 国際金融センター
    - 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
    - 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
  - 国際基準設定主体等の公表資料等
    - 金融安定理事会（FSB）
    - バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
    - 保険監督者国際機構（IAIS）
    - 証券監督者国際機構（IOSCO）
    - 金融活動作業部会（FATF）
    - その他
- **アクセスＦＳＡ（広報誌）**

▲ ページの先頭に戻る

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government　（法人番号6000012010023）
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第７号館
電話番号：03-3506-6000